

令和7年8月15日

議員視察報告書

赤穂市議会議長

西川 浩司 様

議員氏名	安田	哲
〃	深町	直也
〃	榑	悠太
〃	山谷	真慶
〃	中谷	行夫
〃	山野	崇

下記のとおり、行政視察に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日 令和7年7月29日（火）～令和7年7月31日（木）
（3日間）
- 2 視察場所及び項目（詳細については別紙のとおり）
 - (1) 神奈川県鎌倉市（令和7年7月29日（火））
 - ① ひきこもり対策推進事業について
 - ・居場所「うみ風のみち」現地視察し、支援員及び利用者から施設設置経緯、現状等について話を伺った。
 - ②議会運営全般について
 - (2) 東京都江戸川区（令和7年7月30日（水））
 - ①ひきこもり対策推進事業について
 - ②議会運営全般について
 - (3) 滋賀県高島市（令和7年7月31日（木））
 - ①個別避難計画について
 - ②議会運営全般について

別紙

視察先：神奈川県鎌倉市（令和7年7月29日（火）13：30～15：00）

【視察目的】

ひきこもりが大きな社会問題となっており、赤穂市も例外ではない状況のなかで、居場所「うみ風のみち」の運営など先進的な取組みを行っている鎌倉市で、現状どのような施策や支援体制が整っているのか、関係機関や支援団体の連携状況、成功している事例や現在の取組みにおける課題を学び、赤穂市での取組みへも生かしていくため。

【説明】

○鎌倉市のひきこもり相談窓口では、主に相談、居場所、当事者会・家族会、講演会の各種事業を行っている。

○相談では、本人はもちろん、ご家族、その他関係者の方と相談を行い、困りごとや世帯の状況を定期的に伺う。傾聴と質問を繰り返し一緒に考えることを大切にし、ひきこもり支援は、家族支援でもあるため、本人に会う前の相談に来ている家族等の困りごとのサポートも行うほか、市役所以外の場所でも訪問して相談することがあり、ボランティア体験先にも同行する場合がある。

○聴く、問う、情報提供を続けることを大切にしている。

○令和6年度の相談支援実績は実相談者数60件、新規相談件数が28件で、相談者は父母が75%、男性が7割以上である。

○鎌倉市ひきこもりに関する連絡会（庁内連携）

・目的

必要な情報と課題を共有して、市ひきこもり支援の方向性を確認（設置要綱抜粋）

・趣旨

鎌倉市のひきこもりに関する関係課等の連携の強化を図り、その支援体制を充実させるため（設置要綱抜粋）

・関連課長で組織。課等の職員又は他の部署の職員が連絡会議に参加することができる。

・連絡会参加者の得意分野などを書いた自己紹介カードを作成

・年3回（7月7日、秋ごろ（支援者カフェ）、年度末）開催

【取組内容】

○令和3年度

・ひきこもり支援員配置

・ひきこもり支援ガイド発行

- 令和4年度
 - ・ひきこもりSV配置
 - ・うみ風のみち開設
 - ・ひきこもり実態調査の実施
- 令和5年度
 - ・ひきこもり地域支援センター事業化
 - ・支援員を2名体制に
 - ・うみ風通信の発行を開始、毎月発行
 - ・相談窓口チラシ発行
 - ・ご家族のつどい開催
 - ・赤穂市視察
- 令和6年度
 - ・令和5年度に引き続き実施
 - ・オープンデー開催
 - ・女子のつどい開催
 - ・ひきこもりガイドブック作成
- 令和7年度の予定
 - ・令和6年度までの内容を継続して実施
 - ・ひきこもり地域支援センターの運営
 - ・当事者、家族、支援者等への講演会等の開催

【質疑応答】

1. 相談窓口の体制について
 - (1) 何人体制なのか
 - ・生活福祉課援護担当係長1名、担当者1名（生活困窮者自立支援業務も担当）、支援員2名（会計年度任用職員）、ひきこもり支援指導員1名（支援に関わる支援員や事業者に対し、専門的知見からスーパーバイズを行う）
 - (2) ひきこもり支援員について常時何人いるのか
 - ・2名（1人16日勤務）
 - (3) 同行支援について（具体的にどのようなものか）
 - ・相談者からの要望に応じて対応するもの。病院、就労体験先、ボランティア体験先、散歩など
2. 出張相談会について
 - (1) 年に何回程度、主にどのような地域で行っているのか
 - ・令和6年度は、11月に4回実施。場所は市内4か所にある行政センター
 - ・令和7年度は、10月から1月にかけて、月1回ずつ開催予定

3. 支援員の確保について

(1) 支援員数及び支援員確保に対する対策について

- ・令和3年度に支援員1名を配置し、令和5年度から2名体制
- ・支援員の確保策については、特段できていない。これまで支援員の募集をしてきた中では、募集に対して一定数の応募者があったため、支援員が欠員するなどの問題は発生しなかった。一方で、支援員の就労期間を見ると、1年から2年となっている。ひきこもり支援については、長期の対応が必要となることから、支援員と相談者との関係性構築の観点から、支援員の就労期間には課題があると捉えている。

(2) 支援員の現状について（不足しているか）

- ・支援員については、相談数に応じて配置しており、令和5年度に1名増員して2名体制としたが、その増員とあわせて相談者実人数は増加した（37人→60人）。

4. 長期ひきこもり者へのアプローチについて

(1) アプローチ方法について（具体的に）

- ・アプローチの方法は、相談者の状況に応じて様々である。相談者の多くは、ひきこもり状態にある当事者（以下「主」という）のご家族であるため、ご家族から状況を伺い、最善だと思われる方法を選択していく。家族を通じて、可能な限り主の了解を得て、メールやお手紙で関係や信頼を少しずつ獲得していく。

(2) 最も効果的なアプローチは

- ・家族支援。前述のような手法を用いてご家族にアプローチし、主への理解を深めていただく。家族の理解が深まり、主のペースが乱されることなく、たとえ些細な事からでも家族と主との関係性が再構築される兆しが現れてくれば、そこを主への効果的なアプローチの一つが見つかったと言える。何が最も効果的か、と絞ることはとても難しいと思う。

(3) 成果について

- ・4年前にケース化された事案。本ケースでは、母の相談から支援が始まり、ケース化して1年後からは、母親の「外の世界との接点になってもらいたい」という要望を受ける形で、家庭訪問して主と定期的な面談を行ってきた。面談では、主の趣味や社会についての話をし、時折主の「困りごと」などを伺った。近所への散歩や外食に誘っても「面倒くさい」と断わられていたが、今年になって面談時に主から「外出や市役所に行くのを面倒くさいって言ってきたけど、本当は面倒くさいって言ってても逃げられないって分かってはいるんです。いつかはやらなければならないと思っている。でも、それは今じゃないから『面倒くさい』って言って逃げている」との話が出てきた。

ここ数年、祖父に誘われて出た近所の散歩が唯一の「外出」だった主が、「いつかは出なきゃならないのは分かっている」と自ら語ったのは、外の「世界」とひきこもっている「自分」の接点を自覚していると感じた。こうした「接点」を主が見いだせ

たことに、私たちが定期的に行ってきた面談に一定の成果があったのではないかと感じている。

5. 居場所の運営について（支援体制、プログラムの有無）

（1）うみ風のみち（居場所）の運営体制について

・第1～4火曜日と第3金曜日の月5日間、午後1時から4時までの開所を基本としている。

・軽費老人ホーム敷地内にある戸建て住宅の1階部分の一部を借用

・居場所には、支援員1名、職員1名（生活福祉課援護担当職員が順番に対応）が配置されている。

（2）定期的に行っているプログラムの有無について（ある場合はその内容）

・利用者が好きなことをする場所として、プログラムは設けていない。会話、読書、いっしょにトランプなどのゲームをしたりして過ごしている。

・季節ごとにイベントを企画することもある。ホットケーキ作り、七夕飾りづくり、女子のつどいなど

6. 企業との連携について

（1）どのような企業と連携しているのか（している場合はその内容について）

・民間との連携実績としては、就労体験先（食品工場や老人施設）として、体験の場の提供をいただいている。

・緑地の清掃ボランティア団体、居場所を提供してくれている社会福祉法人が主催のイベント（ビーチクリーン、しその葉摘みなど）のお誘いなどの連携がある。

【所感】

・市が直営で運営している居場所に担当職員や管理職もスタッフとして参加し、当事者の状況やニーズを直接把握できていることが事業の推進にとって重要だと感じた。

・鎌倉市におけるひきこもり対策推進事業の経緯や実績はさることながら、今回最も参考になったのは、うみ風のみち（居場所）の利用者から実際に話をお伺いできたことであると思う。

・当事者それぞれの事情やニーズが異なるのは前提となるが、偏見の目で見られない環境が重要であることや居場所や職員の協力がなければ今の自分はなかったこと、色々なタイプの居場所があればありがたいことなど、利用されている方の本音を聞くことができた。居場所があることがひきこもり状態から抜け出せる大きなきっかけになっているようであった。

・このような事業は、最終的には引きこもられている方が自立することが目的になると考える。居場所に来ることがゴールではないため、その次のステップに進むための方策について赤穂市においても検討が必要である。

・鎌倉市独自のひきこもりガイドブックを作成されており、家族、友人、支援機関、地

域住民が「ひきこもり」を理解し、できることなどを共有していることで、悩んでいる人に周りの人の関わり方が詳しく記載されており、ガイドブックの有効・必要性を感じた。

・事業の中に「ひきこもりとお金のはなし」と題して、講演会が実施されている。小遣い（活動費）はいくら必要なのか、親なき後のお金の心配、本人にお金のお話をするタイミング、相談先についての内容であった。80代の親が50代の子どもの面倒を見る「8050問題」が長期化・長寿化したことで「9060問題」に発展し、問題がより深刻になっている可能性があることから、追い込むことなくタイミングを考慮しながら、お金のはなしをすることは大切であると感じた。

・鎌倉市の居場所「うみ風のみち」の利用者から聞いた話の中で、ひきこもりは病気ではない、偏見を持たないで欲しい、また、自分に合った居場所を選びたいとのことで、赤穂市においても居場所の増設も必要であると感じた。

・居場所で直接利用者の方々の話を聞いたことが良かった。ひきこもりの方々のケースは様々であることから、根気強い対応が重要であることがよく分かった。

・予約不要で自由に利用できる居場所の運営形態は、当事者が社会との接点を持つ際の心理的障壁を効果的に軽減していると評価できる。これは、最初の行動を促す上で極めて有効なアプローチである。

・訪問支援、同行支援、専門家による講演会など、多岐にわたる支援が提供されている点が特徴である。当事者の多様なニーズに対応するため、相談から具体的な支援までが円滑に連携する体制が構築されている。

・定期的な家族会の開催は、当事者を支える家族の孤立防止に大きく貢献している。同じ課題を共有する場を提供することで、情報交換と精神的な支えを促進し、家族全体で問題に取り組む力を育んでいる。

・それなりの人員をもって居場所づくりに力を入れている取組みをしていた。市外からも受け入れており利用者の満足度も非常に高いことが取組みの充実さを表していると思った。個別に対応するのは大変だが、市の意気込みを感じた取組みであった。

【説明者】

- | | | | |
|----------------|----|-------|---|
| ・鎌倉市健康福祉部生活福祉課 | 課長 | 権守 幸栄 | 氏 |
| ・鎌倉市健康福祉部生活福祉課 | 係長 | 石川 智和 | 氏 |
| ・支援員（会計年度任用職員） | | 石橋 裕 | 氏 |

視察先：東京都江戸川区（令和7年7月30日（水）10：00～11：30）

【視察目的】

ひきこもりが大きな社会問題となっており、赤穂市も例外ではない状況の中で、ひきこもり実態調査などで先進的な取組みを行っている江戸川区で、現状どのような施策や支援体制が整っているのか、関係機関や支援団体の連携状況、成功している事例や現在の取組みにおける課題を学び、赤穂市での取組みへも生かしていくため。

【取組内容】

○江戸川区でのひきこもり施策の取組みの流れ

- ・令和元年 9月 ひきこもり調査を実施
- ・令和2年 4月 ひきこもり施策担当係発足、相談支援開始
- ・令和3年 1月 地域向け講演会開始
- ・令和3年 3月 家族会発足
- ・令和3年 7月 ひきこもり実態調査を実施
- ・令和4年 5月 オンライン相談開始
- ・令和4年 6月 メタバース居場所開始
- ・令和5年 1月 駄菓子屋居場所 よりみち屋開所
- ・令和5年 5月 当事者・家族向け対話交流会開始
- ・令和5年11月 「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」制定
- ・令和6年 1月 ひきこもり実態調査（未回答調査）を実施
- ・令和6年 7月 LINE相談開始
- ・令和7年 3月 ひきこもり実態調査終了

【令和7年度のひきこもり支援施策】

- ・相談支援
- ・居場所事業として家族会・メタバース居場所・駄菓子屋居場所よりみち屋
- ・周知啓発として区民向け講演会・リーフレット作成・当事者家族向け対話交流会
- ・会議体としてひきこもり支援協議会・ひきこもり支援連携会議

【説明】

- ・令和元年度に行ったひきこもり調査で判明したひきこもり当事者の数があまりにも少なく、声を出せない当事者・家族が必ずいるという結論に至った。
- ・令和2年度の支援では、悩みは十人十色で繋がり続けることが大切であり、相談するまでに時間がかかり、家族も当事者と同様に苦しんでいることが見えてきた。

・令和3年度のひきこもり実態調査では、15歳以上の方で、給与収入で課税されていない方、区の介護・障がい等の行政サービスを利用していない方に該当する方を含む世帯を調査対象とした。調査方法は、調査世帯の世帯主あてに調査用紙を郵送し回答を求め、回答が無かった世帯に対しては訪問し回答の促しを行った。

・調査未回答世帯への対応として、ひきこもりは社会との関係を絶って孤立せざるを得ない状態であり、危険から身を守る唯一無二の生存手段となっており、必要なサポートとつながれず社会から孤立している状態になっている。つまり、未回答の世帯の中にこそ支援が必要な方がいると考え、未回答の世帯に再調査を実施した。

・令和5・6年度ひきこもり実態調査では、令和3年度に実施した実態調査に未回答であった世帯のうち支援につながりにくい世帯を調査対象とした。この調査により、区が把握するひきこもり当事者は1万人を超えた。調査で「ひきこもりあり」と回答した世帯を相談支援につなげるための取組みを実施した。

・ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例として、令和3年6月「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、令和5年11月「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例を制定。ひきこもりの状態にある人が、自分らしい暮らしを選択することができる。その状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることができることを基本理念としている。また、主な内容として、目的、定義、基本理念、区の責務、区民等及び事業者の役割、支援団体の役割、推進施策、災害対応における配慮、変化への対応。

【質疑応答】

1. ひきこもり窓口について

(1) 何人体制か

- ・相談窓口は10人体制

2. LINE・オンライン相談について

(1) 相談件数は（各何件の相談があるのか）

・令和6年度：電話4,986件、メール1,132件、SNS114件、来庁886件、訪問183件、LINE68件でそのうち11名が支援につながった

(2) 「直接的な対面」でない方法におけるメリットについて

- ・対話が苦手な人が相談できる

3. メタバース区役所について

(1) 開始時期及び相談時について

- ・令和6年6月に開始。アバター、匿名で相談することができる

(2) メタバースでの相談方法について

- ・週1回、1回30分専門職員が対応

- (3) メタバースならではのメリットについて
 - ・天候が悪い時に利用できる、匿名なのでハードルが下がる
- (4) 相談件数について
 - ・合計で51件。内容は主に子育て関係、福祉・住宅関係、健康関係など
- 4. 長期ひきこもり者へのアプローチについて
 - ・短期間では無理、時間がかかる、根気よくやらなければならないがそれも難しい。
 - (1) アプローチ方法について具体的に
 - ・周囲の変化は本人を追い詰めることになる、共通してこれという方法はない
 - (2) 最も効果的なアプローチは何か
 - ・親と関係性。当事者支援と家族支援が重要。家族間の挨拶には良い影響がある
 - ・家族会での相談、本人の意思を尊重、ドア越しの話しかけや手紙などを根気よく行っている
- 5. 居場所の運営について（支援体制、プログラムの有無）
 - (1) 区からの支援にはどのようなものがあるか
 - ・常駐スタッフの設置、駄菓子屋への委託料など
 - (2) 効果について
 - ・対象者が希望すれば居場所に行くことができ、当事者間での交流ができる
 - ・就労体験を令和5年度7人、令和6年度4人が行い、8人が就職した
 - (3) 定期的に行っているプログラムの有無について（ある場合はその内容について）
 - ・好きなことを話す会、ボードゲーム、ミーティング、健康体操など
- 6. 企業との連携について
 - (1) どのような企業と連携しているのか（している場合はその内容について）
 - ・市の外郭団体である「みんなの就労センター」が一般就労を斡旋している

【所感】

・ひきこもり対策の基本理念に江戸川区が目指す共生社会の実現があり、誰一人取り残さないという強い気持ちのもと、徹底した実態調査と対象者への様々なアプローチが行われている。かつて福祉部長を経験された首長の強い思いがあると感じた。

・江戸川区のひきこもり支援施策で最も印象的であったのは、徹底したひきこもりの実態調査である。ひきこもりを把握できている世帯は除外して、対象世帯すべてに調査用紙を郵送するなどして積極的にひきこもりの掘り起こしを行っていた。ひきこもりは、その特性上実態把握が難しいため、必要な方に支援を行き届かせるためには江戸川区のような思い切った方法をとるのも一つの手段なのかもしれない。

・なぜひきこもり支援のために税金を使うのかといった声も一部あるようだが、ひきこもりの方が生活保護受給などにより税金で守られる側から、就労等によりお金を稼いで納税する側に転身することができれば消費拡大による地域経済の活性化や自治体の税

収面でも一定のメリットがあるのではないかと思う。また人手不足の企業等にとっては、労働力の確保にもつながる。

- ・ひきこもり支援については、長期的な視点に立って根気よく続けていくことでその効果を測ることが必要ではないかと思う。

- ・江戸川区は、ひきこもり当事者数を把握するため、内閣府調査結果に基づく出現率1.5%をもとに、令和元年度から令和6年度までに徹底した実態調査を実施し、江戸川区に潜在するひきこもり状態の方を出現率に合った当事者と必要な支援を把握している。江戸川区のDXの取組みである「メタバース区役所」が令和6年6月に開始され、その中にひきこもり施策として「ひきこもりメタバース居場所」があり、リアル会場とメタバース会場のハイブリッド居場所が設置されている。これからの時代、必要な取り組みのひとつであると感じた。

- ・「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」の制定により、行政、区民、事業者等が一体となった包括的な支援体制が確立されている。これは、支援活動の法的・制度的基盤を明確化するものである。

- ・ひきこもりの実態調査を何度も何年もかけて行って実情の把握を行ってきたことが印象的だった。実態を把握するには赤穂市でもしっかりと調査が必要であると感じた。

- ・電話や窓口相談に加え、LINE・オンラインさらには「メタバース区役所」といったデジタル媒体を活用した相談窓口が設置されている。これにより、当事者の心理的負担を軽減し、アクセスしやすい相談環境が提供されている。

- ・従来の「駄菓子屋居場所」のような物理的な交流の場に加え、「ひきこもりメタバース居場所」を設けることで、外出が困難な当事者にも社会との接点を持つ機会を提供している。

- ・まずは徹底的な調査を行ったことで、潜在的な実態をあぶりだすことから始めていた。その中でも多くの方は支援が必要ないと返答していたことは意外だが、居場所づくりなどを通じ少ないマンパワーのなか社会復帰に向けて取り組んでいるのはすばらしいと感じた。

【説明者】

- ・江戸川区福祉部生活保護管理課 課長 高橋 徹成 氏

視察先：滋賀県高島市（令和7年7月31日（木）9：30～11：00）

【視察目的】

近い将来に起こるといわれている南海トラフ地震や異常気象による災害の増加が懸念され赤穂市でも災害に対する備えが急務となっている。高齢者や障がいを持っている方などへの避難の支援が必要となってくる中で、個別避難計画の作成などで先進的な取組みを行っている高島市で、地域の安全・安心を確保し、災害による被害を最小限に抑えるため、現状における取組みや課題を把握し、赤穂市においてもより効果的な避難計画を作成するため。

【説明】

（1）人口減少・高齢化社会における防災、持続可能なまちづくりに向けて

- ・高齢化により避難行動に支援が必要な方は増加傾向にある一方で、人口減少により避難を支援する方は減少傾向にある。
- ・将来を想像し、自分や自分の子どもたち、地域の方々が住みやすい地域や社会を創れるよう行動する取組みが必要である。
- ・「個別避難計画」の取組みを通じて「誰一人取り残さない地域」の実現を目指しており、個別避難計画を理解してもらう研修会、要支援者の避難方法を考える会議、作成した計画の実効性を検証する訓練などを行っている。

（2）高島市でこの取組みが推進できた要因

- ・当事者の声から始まったボトムアップ
- ・多機関連携
- ・目的は地域づくり

（3）高島市の取組みビジョン

- ・誰一人取り残さない防災と地域共生社会の実現
- ・当事者・地域の安全安心、地域のつながりの再構築

（4）個別避難計画作成に取り組む理由

- ・災害時に誰一人取り残さない防災を実現するため
- ・地域共生社会の実現、地域のつながりの再構築につなげていくため
- ・何よりも人命が助かる可能性を高めることにつながるため
- ・計画を作成する過程において地域づくりを進めることも大事であるため

(5) 個別避難計画づくりは手段であり目的ではない理由

- ・最終目標はだれもが住み続けることができる地域共生社会の推進、地域づくりにつながることに。

(6) 専門職との連携によって個別避難計画を作成

- ・優先順位チェックシートを用いて、計画作成の高い方々を検討
- ・ハイリスク者の計画作成を進める

(7) 個別避難計画の作成対象者について

- ・地域における浸水・土砂災害の状況、避難行動要支援者本人の心身の状況、居住実態・社会的孤立の状況、すべてに概ね当てはまる方の計画作成を進める

(8) 避難行動要支援者名簿作成について

- ・令和5年度から基幹系システム内に要支援者システムを導入し、住民基本情報(出生・死亡・転入・転出)と障がい・介護情報について毎日自動連携・更新
- ・年2回(8月・2月)に名簿の更新を行う。
- ・民生委員・児童委員に情報提供を行い、主に日頃の見守り活動に活用し、災害時にも安否確認等で活用を想定する。

(9) 避難行動要支援者地域助け合い制度について

- ・本人(その家族)が個人情報の情報開示の同意をした方の名簿を、区・自治会長などに情報提供として行き、災害時の活用はもちろん、日頃からの安否確認や見守りに利用
- ・年1回、4月に名簿を更新する。

(10) 滋賀モデルとの連携について

- ・滋賀県の個別避難計画の作成のためのモデルとも連携して取組みを推進している。

(11) 高島市個別避難計画作成推進協議会の内容

- ・当年度の取組報告で計画作成地域の取組紹介(トークセッション)
- ・次年度の取組方針について、当年度の取組みを踏まえた改善(取組方法の変更等)

(12) 福祉避難所と個別避難計画の連携の必要性

- ・福祉避難所と個別避難計画の両方の対策を進めることが重要

(13) 訓練の目的

- ・作成した計画の実効性(本当に機能するか)の確認

- ・計画作成対象者と地域の方々とのつながりの（再）構築
- ・地域の防災体制の確認
- ・当事者の自助力を高める
- ・当事者・地域・専門職等の不安の解消につなげる
- ・地域の支援者が具体的な避難方法を検討・知る
- ・机上の計画の漏れを発見する
- ・当事者と地域の方が実際に顔を合わせ、コミュニケーションを図り、日ごろのお付き合いにつなげる。

（14）福祉防災リーフレットの活用

- ・介護サービス事業者協議会と共同で作成
- ・ケアマネジャー、相談支援専門員、訪問看護師、地域のサロン活動や個別避難計画作成地域、養護学校などで活用
- ・リーフレットを完成させるのが目的ではなく、作成を通じて見えた課題について、その後継続して解決に向けて取り組むことが大切である。

【各地区への取組みでみてきたこと】

- ・丁寧な取組み、手間・時間がかかる。
- ・大切な命を守るため、まさに社会から求められている。
- ・地域のみんなが助かる防災をデザインする。
- ・個別避難計画の取組みはハートの対策（当事者・その家族、区・自治会、自主防災組織、保健・福祉・医療・看護専門職、行政等が心を通わせて行う取組み）が重要である。
- ・この取組みは地域の防災力の向上はもちろん、地域福祉の向上、さらには地域づくりにつながり、災害時に誰一人取り残さない取組みを多種目連携で進めていく。

【質疑応答】

1. 要支援者名簿作成について

（1）名簿作成における問題点

- ・民生委員からの修正情報の更新、名簿更新事務に約1週間程度の時間を要する
- （2）避難行動要支援者名簿の対象者の中で「その他市長が認めるもの」とはどのような想定をしているのか
 - ・難病等在宅患者、小児慢性特定疾病、医療的ケア児 等を想定

2. 地域助け合い制度について

（1）どのような分野の助け合いを主としているのか

- ・情報提供、安否確認、避難移動がメイン

(2) 助け合いの難しさについて

- ・支援者が決まらない場合や支援の方法が共有されていない場合

3. 滋賀モデルとの連携について

(1) 県との連携について（その内容等）

- ① 市町毎に滋賀モデル推進協議会(仮称)を設置し取組みを推進
- ② 保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催】
- ③ インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】
- ④ 滋賀モデル構築検討のための会議(仮称)の設置・開催【県主催】
- ⑤ 滋賀県防災と保健・福祉の連携プラットフォーム【県主催】

4. 避難支援等実施者の確保について

(1) 実施者確保の方法及び地域への働きかけの方法について

- ・個人の場合もあれば自主防災組織等のグループも想定、マンツーマンディフェンスとゾーンディフェンスの両輪など地域調整会議や避難訓練等を通じて地域に検討いただく。

5. 個別避難計画策定普及に向けた取組みについて

(1) 普及させる上で困難な点について

- ・本人とその家族の同意や地域同意の取得が困難な場合

(2) 普及に向けた具体的な課題について

- ・社会・地域の取組意識を醸成する必要
- ・計画作成の取組みの意図、必要性等について（国・県・市等の行政はもちろん、保健・福祉関係者等からも）広く周知すること。

(3) 個別避難計画を作成するにあたり、誰が中心となって作成しているのか

- ・区民、市職員、関係者等が時間をかけて計画作成を行っている。

【所感】

・個別避難計画の策定は、あくまで人々や地域の防災に対する意識啓発やまちづくりの手段であり目的ではないという担当職員の言葉に、事業の進め方のヒントがあると感じた。

・福祉サービス（高齢者支援、障がい者支援）間の連携や、更には福祉と地域とを結びつけていくことでより実効性のある防災対策が可能であると感じた。その為の庁内や関係機関との日頃からの連携が可能となるシステムの構築が不可欠だと感じた。

・高島市では、災害時に誰一人取り残さない防災を実現するため個別避難計画の作成に積極的に取り組んでいる。計画を作成すること自体を目的とするのではなく、作成する過程において地域づくりを進め、地域共生社会を推進することに重点を置いているところが印象的であった。

・個別避難計画を作成する過程や計画の実効性を確認するための訓練により、地域の中

で人と人との人間関係が構築されることは、防災面のみならず様々な面でお互いが助け合うことができる地域づくりにつながると思う。またこのような人間関係の構築や地域づくりが進めば、最終的には個別避難計画が無くても、住民が自主的にお互いを助け合う地域になるのではないだろうか。

- ・高島市は、「いつも」と「もしも」をつなぎ、みんなが助かる防災をデザインする取組みとして、個別避難計画づくりは地域づくりとして進められている。避難行動要支援に日頃から関わっている保健・福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員、訪問看護師等）、また地域の民生委員、自治会等の方々が参画し、計画作成に取り組まれており、より実効性のある計画作成ができると感じた。

- ・個別避難計画を作成することはもちろん、計画を作成する過程において地域づくりを進めることが大事であるという言葉が印象的だった。赤穂市においても計画作成時には当事者・地域・関係者のつながりを強めることが重要であるということを感じた。

- ・コミュニティ単位でみんなが助かるためにどうすればいいのかを考える取組みとして、個別避難計画を理解するための会議、要支援者の避難方法を考える会議、作成した計画の実効性を検証する訓練を開催している。防災と福祉の関係者が連携して取り組んでおり、地域ぐるみで災害時は「誰一人取り残さない地域」の実現を目指すところに、目的は地域づくりであると理解できた。

- ・ケアマネジャーや相談支援専門員といった福祉専門職が、日頃の業務を通じて当事者の状況を把握し、個別避難計画の作成において中心的な役割を担っている。これにより、当事者の心身の状況や生活実態に即した、実効性の高い計画が策定されている。

- ・災害リスク、当事者の心身の状況、社会的孤立の状況を考慮したチェックシートを用いることで、計画作成対象者の優先順位を明確にしている。これは、特に支援を必要とする対象者への効率的なアプローチを可能にしている。

- ・滋賀県が推進する「防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）」と連携し、個別避難計画の作成を推進している。この連携により、県全体の方針に基づいた質の高い計画作成が図られている。

- ・避難計画の策定数に目が行きがちだが、高島市はその過程において住民意識の高揚につながるような取組みをすることを評価としていることが納得するところであった。計画を作ったところで順調に進むとも限らないし、定期的に見直しも必要である。いかに地域を巻き込むかという視点は、やらされているのではなく、やる意識があつてこそその先進的な自治体ならではだと感じた。

【説明者】

- ・高島市健康福祉部社会福祉課 主任 梅村 淳 氏
- ・高島市健康福祉部社会福祉課 次長 古谷 靖子 氏